

愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則

○ 愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則

(平成 6 年 7 月 1 日)  
(平成 6 年規則第 3 号)

改正 平成 9 年 2 月 27 日規則第 1 号  
平成 10 年 7 月 1 日規則第 15 号  
平成 10 年 12 月 1 日規則第 16 号  
平成 15 年 2 月 27 日規則第 2 号  
平成 16 年 3 月 5 日規則第 4 号  
平成 17 年 11 月 30 日規則第 4 号  
平成 19 年 2 月 28 日規則第 5 号  
平成 21 年 3 月 2 日規則第 1 号  
平成 23 年 3 月 1 日規則第 1 号  
平成 24 年 3 月 1 日規則第 3 号  
平成 25 年 2 月 28 日規則第 2 号  
平成 26 年 2 月 20 日規則第 5 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和 37 年愛知県都市職員共済組合公告第 1 号）第 34 条の 3 の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合（以下「組合」という。）が設置する保養所（以下「保養所」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(平21規則1・一部改正)

(保養所の設置)

**第 2 条** 組合が設置する保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

シーサイド伊良湖

愛知県田原市中山町岬 1 番地 43

(平17規則4・一部改正)

(利用できる者の範囲)

**第 3 条** 保養所を利用できる者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 組合員

イ 組合の組合員、組合の組合員であった期間に基づく年金である給付を受ける権利（以下この号イにおいて「受給権」という。）を有する者（受給権を有した日の直前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による共済組合の組合員期間が組合の組合員であった者をいい、組合の所轄機関から年金である給付を受ける権利を有する者を含む。）及びこれらの家族

ロ 宿泊施設相互利用協定に基づく地方公務員共済組合の組合員、年金受給権者及びこれらの家族

(2) 準組合員

イ 第 1 号に掲げる者以外の地方公務員共済組合又は国家公務員共済組合の組合員、年金受給権者及びこれらの家族

ロ 保養所の利用協定を締結した健康保険組合（公務員を被保険者とする健康保険組合を除く。）等の組合員等及びこれらの家族

(3) その他

前2号に掲げる者以外の者で支配人が認めたもの

(平15規則2、平19規則5・一部改正)

(利用料金)

**第4条** 保養所の利用料金は、別表のとおりとする。

(休業日)

**第5条** 保養所の休業日は、次のとおりとする。ただし、理事長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(1) 1月及び8月を除く各月の第1月曜日及びその翌日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)にあたるときは、これを変更することができる。

(2) 1月4日以後、最初の月曜日から水曜日までの3日間。ただし、これらの日が休日にあたるときは、これを変更することができる。

(平10規則15、平21規則1・一部改正、平23規則1、平26規則5・全部改正)

(保養所運営委員会の設置)

**第6条** 保養所の円滑な運営に資するため、愛知県都市職員共済組合保養所運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、保養所の運営について必要な事項は、理事長が別に定める。

**附 則**

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

**附 則**(平成9年2月27日規則第1号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表イ宿泊料金の表中、特別室の料金については、平成9年3月20日から施行する。

**附 則**(平成10年7月1日規則第15号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

**附 則**(平成10年12月1日規則第16号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**(平成15年2月27日規則第2号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**(平成16年3月5日規則第4号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**(平成17年11月30日規則第4号)

この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則は、平成17年10月1日から適用する。

**附 則**(平成19年2月28日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**(平成21年3月2日規則第1号)

愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則

この規則は、公告の日から施行する。

**附 則**（平成 23 年 3 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 24 年 3 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 25 年 2 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 26 年 2 月 20 日規則第 5 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則

別表（第4条関係）

宿泊料金（1人につき1泊当たりの料金）

区分		宿泊区分	名称	夕食	料金(税・サ込み)
普通室	大人 (中学生以上)	1泊2食	デラックスプラン	和食(松)・洋食(A)	10,800円
			シルバー・エコノミープラン	和食(梅)	8,750円
			遅いチェックインプラン	(夜食程度)	7,200円
		1泊夕食	デラックスプラン	和食(松)・洋食(A)	9,610円
			シルバー・エコノミープラン	和食(梅)	7,560円
			遅いチェックインプラン	(夜食程度)	6,010円
		1泊朝食			5,780円
		1泊素泊り			4,590円
		小人 (4歳から小学生)	1泊2食	小人プラン	お子様セット
	遅いチェックインプラン(小人)			(夜食程度)	5,420円
	1泊夕食		小人プラン	お子様セット	5,180円
			遅いチェックインプラン(小人)	(夜食程度)	4,830円
	1泊朝食				4,000円
	1泊素泊り		(4歳未満の乳幼児が寝具を使用する場合を含む。)		
			年末年始(12月29日から1月2日まで)の宿泊の場合は、上記の料金に1,190円を加算した額		
特別室	上記の料金に1室につき、4,750円を加算した額				

愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則

期間限定プラン

宿泊料金（1人につき1泊当たりの料金）

部屋	利用者区分	宿泊区分	名称	夕食	料金(税・サ込み)
普通室	大人 (中学生以上)	1泊2食	鍋プラン	鍋	9,780円
	小人 (4歳から小学生)				7,720円

イベントバイキング（毎月1回実施）

宿泊料金（1人につき1泊当たりの料金）

部屋	利用者区分	宿泊区分	名称	夕食	料金(税・サ込み)
普通室	大人 (中学生以上)	1泊2食	イベントバイキング	バイキング (ソフトドリンク 飲み放題つき)	10,290円
	小人 (4歳から小学生)				6,180円

食事料金

区分	内容		料金(税・サ込み)
朝食	大人(中学生以上)		1,190円
	小人(4歳から小学生)		590円
	早朝定食		590円
夕食	和食	松	5,940円
		竹	4,750円
		梅	3,560円
	洋食	A	5,940円
		B	4,750円
		お子様セット	1,780円

(平9規則1、平10規則15、平10規則16、平16規則4・一部改正、平23規則1、平24規則3、平25規則2、平26規則5・全部改正)